破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１号
北海道小樽市新光１丁目31番10号、前住所北海道小樽市新光５丁目36番15号　白樺ハイツＩ１Ｆ右
債務者　中村　敏典
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１１号
北海道苫小牧市拓勇東町５丁目18番31号
債務者　櫻庭　輝代（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８号
秋田県能代市河戸川字下大須賀12番地１　大須賀荘１号
債務者　齊藤　芳實
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１１号
秋田県能代市住吉町14番21号　市営住吉町住宅Ｓｕ２棟103号
債務者　山本百合子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第２４号
福島市飯坂町字八幡新田５番地の１
債務者　工藤キミヱ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３９６号
金沢市長田本町ホ18番地２　シャルム長田210号、従前の住所金沢市吉原町ヘ99番地
債務者　瀬澤　潤一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
金沢市近岡町40番地１、従前の住所金沢市山の上町６番５号
債務者　越中屋　要
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第３２号
金沢市桜町11番33号
債務者　野崎　由子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第４６号
長野県松本市大字島立1886番地８
債務者　大野　美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２１号
長野県飯田市松尾代田1608番地７　イズミハイツ１Ｃ号
債務者　松井　寿和
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４号
静岡県下田市六丁目21番８号　田方屋荘
債務者　土田　房夫
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第８１号
兵庫県尼崎市昭和南通４丁目64番地　ワールドプラザ尼崎601号
債務者　久田　哲郎
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９５号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目22番３号　賀茂ハイツ31号
債務者　平野　明菜（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９７号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目９番５号、前住所兵庫県尼崎市金楽寺町２丁目７番30―309号
債務者　藤上　佳子
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１７２号
山口県下関市長府中六波町５番21号
債務者　松尾　真介
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５号
長崎県対馬市厳原町天道茂518番地３、前住所長崎県対馬市厳原町久田414番地２
債務者　友永いづみ
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係